

身体障害者手帳，療育手帳所持者，精神保健福祉手帳所持者に対する税制上の優遇制度は

種類	内容	身障	療育	精神	窓口
所得税	障害者控除	3～6級	B	2～3級	築館 税務署
	特別障害者控除	1～2級	A	1級	
	配偶者控除及び扶養控除の同居特別障害者加算	1～2級	A	1級	
	心身障害者扶養共済の所得控除	○	○	—	
	新マル優制度	○	○	1～3級	
相続税	障害者控除	3～6級	B	2～3級	築館 税務署
	特別障害者控除	1～2級	A	1級	
贈与税	特別障害者扶養信託契約により6千万円まで非課税	1～2級	A	1級	築館 税務署
消費税	身体障害者用改造自動車，一定の身体障害用物品の譲渡，貸付け等の資産の譲渡等は非課税	○	—	—	
住民税	前年所得125万円以下非課税	○	○	1～3級	栗原市 税務課
	障害者控除	3～6級	B	2～3級	
	特別障害者控除	1～2級	A	1級	
	同居特別障害者配偶者控除，扶養控除	1～2級	A	1級	
個人事業税	重度の視覚障害者があん摩，マッサージ，指圧，はり，きゅう等の医業に類する事業を行う場合は非課税	○	—	—	北部県税 事務所栗 原地域事 務所
自動車税	一定の障害等級以上の身体障害者等が取得（所有）した自動車専ら身体障害者等の本人が運転するもの若しくは専ら生計同一者が運転するもの又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が取得（所有）した自動車専らその常時介護者が運転するもの（本人運転以外は身体障害者等の通学，通院又は生業のために使用するものに限る。）	○ 一定以上の等級に	A	1級	仙台中央県 税事務所扇 町出張所
自動車取得税					
軽自動車税	内容等詳しくは市町村税務担当窓口にお問い合わせください。				栗原市税務課

※ 減免される金額や，控除される金額を知りたい方は，以下の窓口にお問い合わせください。

- ・ 築館税務署 電話：0228-22-2261
- ・ 栗原市税務課 電話：0228-22-1121
- ・ 北部県税事務所栗原地域事務所 電話：0228-22-2123
- ・ 仙台中央県税事務所扇町出張所 電話：022-232-5702